

## 第2回 高瀬川流域治水協議会

日時：令和2年11月20日（金） 13:30～15:30

場所：東北町民文化センター 1階 大集会室

### 議 事 次 第

#### 1. 挨拶

#### 2. 議 事

- (1) 流域治水協議会について（規約改定）
- (2) 流域治水をめぐる最近の動きについて
- (3) 各機関の取り組み案
  - ①[青森県] 河川事業の取り組み内容
  - ②[七戸町] 防災コンパクト先行モデル都市
  - ③[東北農政局] 東北農政局の取り組み
  - ④高瀬川流域治水プロジェクト（案）
  - ⑤浸水区域について
- (4) 今後の進め方
- (5) その他

#### 【配布資料】

- 資料-1 「次第」、「出席者名簿」、「座席表」、「高瀬川流域治水協議会 設立趣旨」、「高瀬川流域治水協議会 規約」
- 資料-2 高瀬川流域治水協議会 規約 改定案
- 資料-3 河川行政に関する最近の話題
- 資料-4 河川事業の取り組み内容（青森県）
- 資料-5 防災コンパクト先行モデル都市（七戸町）
- 資料-6 第2回高瀬川流域治水協議会  
説明資料（東北農政局 農村振興部）
- 資料-7 高瀬川流域治水プロジェクト（案）
- 資料-8 浸水区域について
- 資料-9 （案）高瀬川流域治水宣言

## 第2回高瀬川流域治水協議会

### 出席者名簿

	氏 名	備 考
十和田市長(代)	中野 孝則	総務部長
三沢市長(代)	田面木 るり子	総務部長
七戸町長	小又 勉	
六戸町長(代)	下田 正幸	副町長
東北町長	蛭名 鉱治	
六ヶ所村長(代)	葛西 尚人	原子力対策課長
青森県 県土整備部長(代)	阿部 伸樹	河川砂防課 課長代理
青森県 危機管理局長(代)	菊池 滋	防災危機管理課 防災企画グループマネジャー
青森県 農林水産部長(代)	秋田谷 正治	農村整備課 計画審査グループマネジャー
気象庁 青森地方気象台長	小野寺 優	
東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所長(代)	堀之内 敏郎	次長
国土交通省 東北地方整備局 高瀬川河川事務所長	奥山 吉徳	

# 第2回高瀬川流域治水協議会 座 席 表

(スクリーン)  
ステージ

七戸町長 小又 勉



東北町長 蛭名 勉治



十和田市長 (代)  
総務部長 中野 孝則



六戸町長 (代)  
副町長 下田 正幸



三沢市長 (代)  
総務部長 田面木 るり子



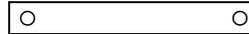
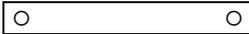
六ヶ所村長 (代)  
原子力対策課長 葛西 尚人



青森県  
県土整備部長 (代)  
河川砂防課 課長代理  
阿部 伸樹



青森県  
危機管理局長 (代)  
防災危機管理課  
防災企画グループマネージャー  
菊池 滋



青森県  
農村整備課  
計画審査グループマネージャー  
秋田谷 正治

気象庁  
台長 小野寺 優  
青森地方気象台

東北農政局  
北奥農政事務所  
地所改良調査  
次長 堀之内 敏郎

東北地方整備局  
高瀬川河川事務所  
所長 奥山 吉徳

《 事 務 局 》




《 一 般 傍 聴 席 》




《 報 道 関 係 席 》

--

--

--

# 高瀬川流域治水協議会

## 設立趣旨

今般設置する協議会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

## 高瀬川流域治水協議会 規約

### (設置)

第1条 「高瀬川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

### (目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、高瀬川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (協議会の対象流域)

第3条 協議会は、一級水系川高瀬川流域を対象とする。

### (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求める事ができる。

### (幹事会の構成)

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求める事ができる。

### (協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 高瀬川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

- 第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、高瀬川河川事務所及び青森県が共同で行う。

(雑則)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第11条 本規約は、令和2年9月18日から施行する。

高瀬川流域治水協議会委員

- (委員) 十和田市長  
三沢市長  
七戸町長  
六戸町長  
東北町長  
六ヶ所村長  
青森県 県土整備部長  
青森県 危機管理局長  
青森地方気象台長  
国土交通省東北地方整備局 高瀬川河川事務所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 高瀬川河川事務所 調査課  
青森県 県土整備部 河川砂防課

## 高瀬川流域治水協議会幹事会委員

- (委員)
- 十和田市 総務課防災危機管理室長
- 三沢市 防災管理課長
- 七戸町 総務課長
- 六戸町 総務課長
- 東北町 総務課長
- 六ヶ所村 原子力対策課長
- 青森県 県土整備部 河川砂防課 企画・防災グループGM
- 青森県 危機管理局 防災危機管理課 防災企画グループGM
- 青森地方气象台 観測予報管理官
- 国土交通省東北地方整備局 高瀬川河川事務所 副所長
- (事務局)
- 国土交通省東北地方整備局 高瀬川河川事務所 調査課  
青森県 県土整備部 河川砂防課